

○東京都板橋区バリアフリー推進条例

平成14年3月11日東京都板橋区条例第14号

(目的)

**第1条** この条例は、東京都板橋区（以下「区」という。）において、すべての区民が基本的人権を尊重され、自由に行動し、社会参加できるよう、区、区民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにし、それぞれが協働することにより、バリアフリーの総合的な推進に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「バリアフリー」とは、すべての区民が自由に行動し、社会参加するうえで妨げとなる物理的、制度的、社会的及び心理的な様々な障壁をつくらないこと及び取り除くことをいう。

(区の責務)

**第3条** 区は、バリアフリーの推進に関する総合的な施策を策定し、これを計画的に実施する責務を有する。

2 区は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、区民及び事業者の意見を反映しなければならない。

3 区は、自ら設置し、又は管理する施設をすべての人に安全かつ快適に利用できるよう整備しなければならない。

4 区は、施策、事業等を実施するに当たっては、バリアフリーに配慮しなければならない。

(区民の責務)

**第4条** 区民は、バリアフリーについて理解を深め、自らバリアフリーに努めるとともに、相互に協力してバリアフリーを推進する責務を有する。

2 区民は、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

**第5条** 事業者は、区内に所有し、又は管理する施設及び提供する各種サービスについて、自らバリアフリーに努めるとともに、他の事業者と協力してバリアフリーを推進する責務を有する。

2 事業者は、区が実施するバリアフリーの推進に関する施策に協力しなければならない。

(区、区民及び事業者の協力と連携)

**第6条** 区、区民及び事業者は、共通認識のもとに相互に協力し、連携してバリアフリーを推進しなければならない。

(計画の策定)

**第7条** 区長は、バリアフリーに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本となる計画(以下「総合計画」という。)を定めるものとする。

2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) バリアフリーの推進に関する目標

(2) バリアフリーの推進に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、バリアフリーを総合的かつ計画的に実施するための施策

3 区長は、総合計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(助言、指導等)

**第8条** 区長は、区民及び事業者がバリアフリーを推進するに当たり、円滑な実施を確保するため、必要に応じ助言することができる。

2 区長は、公共の利用に供する施設その他の特にバリアフリーの推進が必要と認められる施設の所有者、管理者等に対し、バリアフリーの推進を指導し、又は必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 区長は、前項に規定する勧告を行う際は、あらかじめ次条第1項に規定する東京都板橋区バリアフリー推進協議会の意見を聴かなければならない。

(バリアフリー推進協議会)

**第9条** 第1条の目的を達成するため、区長の附属機関として、東京都板橋区バリアフリー推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議を行う。

(1) 総合計画に関する事項

(2) 区民及び事業者へのバリアフリーの推進に関する意識啓発に関する事項

(3) 前条第2項の規定による勧告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、バリアフリーの推進に関する基本的事項

3 協議会は、前項各号に掲げる事項について、区長に意見を述べることができる。

4 協議会は、区民、事業者、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、区長の委嘱する委員18名以内をもって組織する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

**第10条** この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 付 則

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に委嘱する協議会の委員は、第9条第4項の規定にかかわらず、平成13年10月29日に板橋区バリアフリー推進協議会委員として委嘱された者とする。
- 3 前項の規定により委嘱された者の任期は、第9条第5項の規定にかかわらず、平成15年10月28日までとする。